

Ⅱ 業務の概要及び実績等

総務・年金部門

1 総務課

(1) 情報公開に関する業務

① 概要

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく行政文書の開示及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づく保有個人情報の開示に係る業務を行っています。

② 実績（令和6年度）

ア 行政文書の開示

・開示請求件数	171件
・開示請求に対する措置	
全面開示	63件
部分開示	103件
不開示	5件
取下げ	0件

イ 保有個人情報の開示

・開示請求件数	0件
・開示請求に対する措置	
全面開示	0件
部分開示	0件
不開示	0件
取下げ	0件

(2) 国有財産の管理及び処分

① 概要

社会保険庁の廃止等に伴い、平成22年1月から中国地域39か所の国有財産の引継を受け、これら国有財産の管理を行うとともに、売払等の処分の手続を進めています。

(令和7年3月末現在)

	引き継いだ 国有財産	売却した 国有財産	管理している 国有財産
鳥取県	8か所	8か所	0か所
島根県	5	3	2
岡山県	7	7	0
広島県	7	2	5
山口県	12	10	2
合計	39	30	9

② 実績（令和6年度）

国有財産の管理については、職員及び委託業者による定期的な巡回を行うことや、立入禁止看板の設置等の必要な掲示を行うこと等により、売払となるまでの間における財産の保全を行っています。

・当厚生局が管理している国有財産

(令和7年3月末現在)

No	物件名	所在地	数量 (㎡)	備考
1	玉造厚生年金保養ホーム	島根県松江市玉湯町	52.50	道路として貸付中
2	玉造厚生年金病院職員宿舍	島根県松江市玉湯町	27.56	道路として貸付中
3	広島旭町宿舍	広島県広島市南区旭	30.23	道路として貸付中
4	船員保険西山本宿舍	広島県広島市安佐南区山本	128.21	土地のみ
5	三次十日市宿舍	広島県三次市十日市町	28.31	道路として貸付中
6	三次南畑敷町宿舍	広島県三次市島敷町	781.50	土地のみ
7	旧西濃運輸健康保険組合宮島荘	広島県廿日市市宮浜温泉	1029.76	土地のみ
8	丸山宿舍	山口県下関市丸山町	165.73	土地のみ
9	大坪宿舍	山口県下関市栄町	210.84	土地のみ

2 企画調整課

(1) 中国地方社会保険医療協議会の運営

① 概要

保険医療機関・保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医・保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議を行うため、社会保険医療協議会法に基づき、当厚生局に中国地方社会保険医療協議会が設置されています。

中国地方社会保険医療協議会は、「総会」と中国地域の各県ごとに置かれる「部会」とで構成されており、総会においては、主に保険医療機関・保険薬局の指定の取消し及び保険医・保険薬剤師の登録の取消しについて、部会においては、保険医療機関・保険薬局の指定について、それぞれ審議を行っています。

企画調整課においては、指導監査課及び各県事務所と連携しながら、総会の運営や委員の委嘱手続き等、中国地方社会保険医療協議会の庶務全般を行っています。

② 実績（令和6年度）

ア 総会開催

総会については、以下のとおり開催しました。

開催日	議 題
第28回総会 令和6年8月23日	・保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について
第29回総会 令和7年3月14日	・保険医療機関の指定の取消について ・元保険医療機関への対応について

イ 部会開催

中国5県の各部会を毎月開催し、保険医療機関・保険薬局の指定について審議しました。

・中国地方社会保険医療協議会部会の開催状況60回（5部会×12回）

ウ 委員等任免

令和6年10月に委員及び臨時委員の半数改選を行いました。その他、辞任による任期途中での交代により、新たに委嘱状を交付しました。

（ア）半数改選

・委員 10名
・臨時委員 10名

（イ）新規委嘱

・委員 1名
・臨時委員 1名

(2) 広報の企画及び実施

① 概要

中国四国厚生局ホームページ、公式 SNS 等を通じ、地域の身近な行政窓口として、時宜に適った情報を的確に発信するよう、積極的に広報活動を行っています。

② 実績(令和6年度)

ア パンフレット

厚生局の組織・業務を概括的に理解いただくというパンフレットの目的を踏まえ、パンフレットをご覧になった方により簡潔に理解いただけるよう、医療・年金・健康福祉・麻薬取締といった部門を単位とした構成で作成しました。

イ ホームページ

・フォトレポートの掲載…………… 17 件

ウ YouTube「中国四国厚生局公式チャンネル」

・投稿実績…………… 4 件（うち限定配信 4 件）

中国四国厚生局 YouTube 公式チャンネル https://www.youtube.com/channel/UCXCKueQtpBzw3ceuNiFjx_g	
---	--

(3) 職員研修の企画及び実施

① 概要

厚生行政を担う質の高い人材の育成と厚生局全体の組織力の強化を目的として、各種職員研修を企画し実施しました。

② 実績(令和6年度)

開 催 月	研 修 名
令和6年 4月	新規採用職員研修
6月	情報セキュリティ研修（メール配信）
7月	新任管理職員リーダーシップ研修
7月	年金制度研修（web 資料配信）
11月	災害対応研修
12月	社会保障研修
12月	ハラスメント防止研修
令和7年 1月	メンタルヘルス（セルフケア）研修
1月	係長等業務研修
1月	管理職マネジメント研修

(4) 「国民の皆様の声」への対応

① 概要

より国民目線に立った厚生労働行政を行うため、国民の皆様から厚生労働本省及び当厚生局に寄せられた厚生労働行政に対する意見・提案について「国民の皆様の声」として厚生労働本省ホームページ上でその内容及び対応について公表しています。

企画調整課においては、当厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」を取りまとめ、案件ごとに厚生労働本省の所管部局に報告を行っています。

② 実績(令和6年度)

「国民の皆様の声」を報告した部局（厚生労働省）	件数
保 険 局	2 件
老 健 局	1 件

(5) 公益通報等への対応

① 概要

ホームページ上に「公益通報」の窓口を設けて、公益通報又は公益通報に準ずる通報を受け付けています。

企画調整課においては、当厚生局に寄せられた公益通報等について主管課を特定し、通報等の取り次ぎ又は通報者に対する他の行政機関の教示を行っています。

(6) 「お問い合わせ（ご質問）」、「ご意見・ご要望」への対応

① 概要

ホームページ上に「お問い合わせ（ご質問）」と「ご意見・ご要望」の窓口を設けて、広く国民の皆様からの質問や要望を受け付けています。

企画調整課においては、当厚生局に寄せられた「お問い合わせ（ご質問）」について、担当課に引き継ぐとともに、対応状況等の管理を行っています。

また、「ご意見・ご要望」については、原則として回答は行いませんが、今後の業務改善等の参考とさせていただいています。

② 実績(令和6年度)

- ・「お問い合わせ（ご質問）」の受付 246 件
- ・「ご意見・ご要望」の受付 49 件

3 年金管理課

公的年金制度は、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担い、日本年金機構が厚生労働大臣から委任・委託を受け、その直接的な監督の下で、公的年金に係る一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担っています。

年金管理課においては、国民の老後等を支える公的年金制度について、将来にわたり持続可能で国民が安心できる制度の確立に向けて、年金事業の運營業務を担う日本年金機構や市町村と連携し、円滑な事業運営に取り組んでいます。

（１）日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可

① 概要

厚生年金保険等の保険料の徴収業務は、日本年金機構が厚生労働大臣から委任を受けて実施していますが、差押え等の滞納処分等を行う場合は、業務の公正性、客観性を担保するため、厚生労働大臣の事前認可が必要となっています。

年金管理課においては、日本年金機構が行う滞納処分等の認可に関する業務を行っています。

② 実績（令和６年度）

日本年金機構が行う滞納処分等の認可件数

（単位：件）

県 名	厚生年金保険	船員保険	国民年金
鳥取県	4,907	0	199
島根県	3,680	23	263
岡山県	18,799	7	1,163
広島県	26,130	44	1,565
山口県	9,424	37	683
合 計	62,940	111	3,873

（２）日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可

① 概要

保険料等の滞納処分や収納業務については、日本年金機構の理事長が任命する職員が実施しますが、当該職員の任命に当たっては、厚生労働大臣の事前認可が必要となっています。

年金管理課においては、滞納処分を行う徴収職員及び収納業務を行う収納職員の認可に関する業務を行っています。

② 実績（令和6年度）

徴収職員、収納職員の認可職員数（単位：人）

県名	徴収職員	収納職員
鳥取県	8	7
島根県	5	4
岡山県	20	18
広島県	17	16
山口県	17	13
合計	67	58

（注）徴収職員と収納職員双方の認可を受けている場合は、双方に計上しています。

（３）日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

① 概要

厚生年金保険法及び国民年金法等の規定に基づき、日本年金機構が未適用事業所に対する加入指導・立入検査、適用事業所に対する事業所調査及び被保険者・受給権者に関する調査等（以下「立入検査等」という。）を行う場合は、厚生労働大臣の事前認可が必要となっています。

年金管理課においては、日本年金機構が行う立入検査等の認可に関する業務を行っています。

② 実績（令和6年度）

日本年金機構が行う立入検査等の認可件数（単位：件）

県名	未適用事業所	適用事業所	被保険者	受給権者
鳥取県	428	1,902	0	0
島根県	433	2,947	0	2
岡山県	2,444	7,224	0	1
広島県	3,149	11,509	0	2
山口県	1,090	4,989	0	0
合計	7,544	28,571	0	5

（４）厚生年金保険料等の納付の猶予

① 概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、その納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められる場合等には、その保険料の納付が猶予されます。

年金管理課においては、厚生年金保険料等の納付の猶予の申請の審査と許可を行っています。

② 実績（令和 6 年度）

県 名	許可件数
鳥取県	1

（５）日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果に係る報告

① 概要

日本年金機構が行った滞納処分等及び立入検査等について、実施結果の報告を受けて確認等を行っています。

② 実績（令和 6 年度）

ア 日本年金機構からの滞納処分等の実施結果報告件数（単位：件）

県 名	厚生年金保険	国民年金
鳥取県	876	134
島根県	661	84
岡山県	3,856	1,018
広島県	5,602	1,258
山口県	2,123	578
合 計	13,118	3,072

（注）厚生年金保険は船員保険含む。

（注）報告対象は、差押、参加差押、交付要求、換価、取立、配当事務、搜索、換価猶予、執行停止の件数です。（解除件数を含む。）

（注）令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までに報告された実施件数です。

イ 日本年金機構からの立入検査等の実施結果報告件数（単位：件）

県 名	未適用事業所・適用事業所	被保険者・受給権者
鳥取県	1,406	0
島根県	1,968	2
岡山県	5,292	1
広島県	10,131	2
山口県	2,753	0
合 計	21,550	5

（注）令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までに報告された実施件数です。

（６）日本年金機構との連携等

① 概要

日本年金機構との情報交換、情報共有を目的とした会議を開催するなど、日本年金機構が行う年金事業が適正かつ円滑に運営されるよう協力支援を行っています。

また、日本年金機構が行う地域年金展開事業（※）について、地域年金事業運営調整会議の委員として会議へ参画するなど事業展開への支援等を行っています。

※ 日本年金機構では、地域、職場、教育、家庭において、国民一人ひとりに公的年金制度を十分に理解していただくため、地域に根ざした制度の普及・啓発を目的とした「地域年金展開事業」を実施しており、地域年金事業運営調整会議は各県の代表年金事務所に設置されています。

② 実績（令和６年度）

年金制度に関する最近の情勢や厚生局及び日本年金機構の中国管内５県の業務状況などについて情報交換を行いました。

ア 日本年金機構中国地域部等との事務打合せ会議の開催・・・４回

令和６年６月、９月、１２月及び令和７年２月に開催。なお、令和６年１２月は書面による開催。

イ 地域年金事業運営調整会議への参画

日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議に、中国５県で延べ６回（広島県は２回開催）参画しました。（Ｗｅｂによる開催を含む。）

（７）社会保険労務士に関する業務

① 概要

社会保険労務士は、社会保険労務士法に基づく国家資格で、労働保険・社会保険の専門家として、書類等の作成代行、書類等の提出代行、労務管理や労働保険・社会保険に関する相談等を行っています。

年金管理課においては、社会保険労務士が社会保険諸法令に基づき行う業務が適正に実施されるよう、主に次の業務を行っています。

ア 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査

イ 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理

ウ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令

エ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査

オ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告

カ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞

キ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力等

② 中国管内の社会保険労務士登録状況（令和７年３月末現在）（単位：人）

県名	開業		勤務等		合計
	開業	法人の社員	勤務	その他	
鳥取県	101	6	12	24	143

島根県	85	14	27	16	142
岡山県	332	32	104	87	555
広島県	613	92	94	58	857
山口県	211	24	41	45	321
合 計	1,342	168	278	230	2,018

③ 実績（令和 6 年度）

前記①のオに関し、1 件の報告を受理しました。

（８）年金委員に関する業務

① 概要

「年金委員」は、政府管掌年金事業の運営に協力して、国民の理解を高めるための啓発や被保険者又は受給権者からの相談に応じた助言を行うなど、民間協力者としての活動を行っています。この「年金委員」は、厚生年金保険の適用事業所において活動する職域型年金委員と、地域において主に国民年金に関する活動を行う地域型年金委員とに区分されています。

年金管理課においては、適用事業所の事業主や市町村長等からの推薦に基づき、日本年金機構が年金委員としてふさわしいと判断した候補者が、年金委員取扱規程に定める委嘱要件に該当するか、また、ふさわしい者であるか確認したうえで委嘱を決定し、委嘱状や年金委員証明書の交付事務等を行っています。

また、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した年金委員については、その功績を称えるため「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」が行われており、日本年金機構から提出される「年金委員功労者厚生労働大臣表彰推薦書」等の審査を行っています。

② 実績（令和 6 年度）

年金委員の委嘱・解嘱の状況及び年金委員数については、以下のとおりです。

ア 委嘱及び解嘱の状況 （単位：人）

県 名	職域型		地域型			
	委嘱数	解嘱数	新規委嘱数	再委嘱数	解嘱数	任期満了数
鳥取県	63	60	9	17	3	23
島根県	104	107	6	9	6	18
岡山県	344	236	61	34	3	51
広島県	253	202	21	48	12	82
山口県	101	129	18	29	5	40
合 計	865	734	115	137	29	214

（注）地域型の任期は 3 年で再委嘱することができます。また、解嘱は辞退によるものです。

イ 年金委員（職域型、地域型）の状況（令和 7 年 3 月末現在）（単位：人）

県 名	職域型	地域型
鳥取県	1,287	79

島根県	1,506	93
岡山県	3,740	272
広島県	4,219	325
山口県	2,457	228
合 計	13,209	997

ウ 年金委員功労者厚生労働大臣表彰者数

島根県 1 名、岡山県 2 名、広島県 3 名の計 6 名に表彰を行いました。

(9) 市町村に交付する事務費交付金に関する業務

① 概要

国民年金法では、国民年金事業のうち各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や基礎年金などの請求手続きの事務等）は、法定受託事務として市町村が行うこととされています。

この法定受託事務に必要な費用は、国民年金等事務費交付金（以下「国民年金交付金」という。）として、国民年金法に基づき国が交付することとされています。

また、法定受託事務以外で市町村が国民年金事務に関し、協力・連携として行った事務についても、交付要綱に基づき国民年金交付金の対象としています。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律では、年金生活者支援給付金に係る事務のうち認定請求等の受理などは、国民年金事業と同様に、法定受託事務として市町村が行うこととされており、この法定受託事務に必要な費用は、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金（以下「給付金交付金」という。）として国が交付することとされています。

また、法定受託事務以外で市町村が年金生活者支援給付金の支給に係る事務に関し、協力・連携として行った事務についても、交付要綱に基づき給付金交付金の対象としています。

年金管理課においては、国民年金交付金及び給付金交付金に関する市町村からの申請書等の審査事務及び決算実地審査等を行うとともに、法定受託事務に関する市町村との連絡調整を行っています。

② 実績（令和 6 年度）

ア 事務費交付金交付状況

県 名	交付対象 市町村数	事務費交付金交付決定額（単位：円）	
		国民年金交付金	給付金交付金
鳥取県	19	114,111,315	2,476,765
島根県	19	125,997,049	2,543,105
岡山県	27	423,564,089	7,690,896
広島県	23	619,791,824	7,809,712
山口県	19	268,782,739	4,584,140
合 計	107	1,552,247,016	25,104,618

イ 決算実地審査

中国管内の各県 3 市町村、合計 15 市町村を対象に実地審査を実施しました。

ウ 都市国民年金協議会への参画

広島県の都市国民年金協議会へ参画しました。（書面による開催）

（ 1 0 ） 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務

① 概要

健康保険法第 3 条第 2 項の規定による被保険者（日雇特例被保険者）に係る保険者の業務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている健康保険被保険者手帳の交付及び収受その他これらに付帯する業務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）の長が行うものとされています。

年金管理課においては、事務指定市町村の指定及び指定の取消の受付、事務指定市町村から提出される事業状況報告書のとりまとめ及び健康保険事務指定市町村交付金の申請の審査等の事務を行っています。

② 実績（令和 6 年度）

事務指定市町村数（令和 7 年 3 月末現在）及び交付状況

県 名	事務指定 市町村数	交付申請 市町村数	取扱件数	交付決定額 （単位：円）
島根県	1	1	6	615
広島県	9	1	2	205
合 計	10	2	8	820

（注）鳥取県、岡山県及び山口県には事務指定市町村はありません。

（ 1 1 ） 学生納付特例事務法人に関する業務

① 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専修学校等に在籍する学生・生徒である国民年金第 1 号被保険者の委託を受けて、国民年金保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行することができます。大学や専修学校等が学生納付特例事務法人となるためには、厚生労働大臣の指定が必要です。

年金管理課においては、学生納付特例事務法人の指定等の事務を行っています。

② 実績（令和 6 年度）

新たに 1 法人を指定しました。

学校法人 貝畑学園

③ 中国管内の学生納付特例事務法人又は学生納付特例事務取扱教育施設
（令和 7 年 3 月末現在）

- ・学生納付特例事務法人 …………… 4 2 法人
- ・学生納付特例事務取扱教育施設 …………… 2 施設

(1 2) 保険料納付確認団体に関する業務

① 概要

保険料納付確認団体は、会員である国民年金第 1 号被保険者に対して、保険料納付状況を定期的に提供することができます。保険料納付確認団体となるためには、厚生労働大臣の指定が必要です。

年金管理課においては、保険料納付確認団体の指定等を行っています。

② 実績（令和 6 年度）

新たに指定等を行った団体はありません。

③ 中国管内の保険料納付確認団体（令和 7 年 3 月末現在）

1 団体

4 年金審査課

(1) 年金記録訂正請求に関する業務

① 概要

厚生年金保険や国民年金の加入期間、保険料の納付状況などの国が管理する年金記録について、事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正を請求（以下「訂正請求」といいます。）することができます。

訂正請求の手続きは、日本年金機構年金事務所（以下「年金事務所」といいます。）で行うこととなりますが、年金事務所で記録訂正できなかった訂正請求は、中国四国厚生局へ回付されます。

中国四国厚生局は、関係法人や行政機関などに対する調査、資料収集、周辺事情の調査・照会等を行い、中国四国地方年金記録訂正審議会への諮問、答申を受け、年金記録の訂正（不訂正）の決定を行います。

② 実績（令和6年度）

	国 民 年 金	厚生年金保険	計
受 付 件 数	6	1 2 4	1 3 0
処 理 件 数	4	1 3 5	1 3 9
中国四国厚生局で処理	3	2 2	2 5
訂 正 決 定	0	1 4	1 4
不 訂 正 決 定	3	8	1 1
請 求 却 下	0	0	0
日本年金機構で記録訂正	0	1 1 1	1 1 1
訂正請求の取下げ等	1	2	3

（注1）受付件数は、当厚生局管内の年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数です。

（注2）処理件数は、前年度以前に受け付けた事案の件数を含みます。

（注3）訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案の件数を含みます。

(2) 中国四国地方年金記録訂正審議会の運営

① 概要

中国四国地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」といいます。）は、訂正請求を中立的な立場で審議することを目的としており、公平・公正な判断を行うため、委員は、弁護士、税理士、社会保険労務士などの民間有識者で構成されています。

年金審査課は、審議会の運営、委員の任命等、審議会の庶務を行っています。

② 実績（令和6年度）

令和6年4月16日、第8回総会を開催しました。部会の開催状況は次のとおりです。

	開 催 回 数	審 議 事 案 件 数
第 1 部 会	1 2 回	2 5 件

（注）四国厚生支局に第2部会を設置しています。

5 社会保険審査官

社会保険の行政処分に対する審査請求に関する業務

① 概要

社会保険審査制度は、保険者が決定した処分に関し、簡易迅速な手続きによって、被保険者等の権利利益の救済を図るとともに社会保険行政の適正な運営を確保することを目的としています。

社会保険審査官は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和 28 年法律第 206 号）に基づき、厚生労働大臣が任命した独立した機関であり健康保険法、厚生年金保険法及び国民年金法等により全国健康保険協会、厚生労働大臣、日本年金機構等の処分（原処分）に対する被保険者等からの不服申立てについて審理を行い、申立てを認める「容認」、申立てを認めない「棄却」又は要件を欠く申立てと判断する「却下」の決定を行っています。

<受付件数の推移>

(単位:件)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
716	635	421	411	394	390	248	171	217	228	279

② 実績（令和 6 年度）

<審査請求事件取扱状況>

(単位:件)

	前年度 繰越件数	受付 件数	受付計	移送	取下	却下	容認	棄却	処理 計	翌年度 繰越件数
健康保険	1	23	24	2	1	0	3	13	19	5
厚生年金 保険	43	123	166	2	1	5	11	102	121	45
国民年金	38	133	171	3	2	5	2	118	130	41
計	82	279	361	7	4	10	16	233	270	91

(注 1) 「移送」とは、管轄外のため、管轄する社会保険審査官へ送付したもの

(注 2) 「取下」とは、保険者が処分変更した等の理由により、審査請求人より取下申出があったもの

(注 3) 「却下」とは、法定請求期間経過、又は所要の要件を具備しないため、受理せず審理するに至らなかったもの

(注 4) 「容認」とは、受理した審査請求について、審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したもの

(注 5) 「棄却」とは、受理した審査請求について、審理した結果、請求の理由がないとして請求を退けたもの

<審査請求事件取扱状況内訳>

(単位:件)

		令和5年									令和6年			年度計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
受付	前月からの繰越	82	83	81	90	91	101	112	106	93	91	79	93	279
	各月の受付	20	18	31	25	30	20	15	20	24	18	34	24	
	計	102	101	112	115	121	121	127	126	117	109	113	117	

取下	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	4
移送	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	1	1	1	7

決定		19	20	21	23	19	8	20	33	24	29	19	24	259
	却下	3	0	2	0	1	2	0	0	0	0	2	0	10
	容認	0	2	0	3	0	1	5	3	0	0	1	1	16
	健康保険 療養費	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3
	傷病手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生年金保険 障害給付	0	2	0	3	0	0	3	1	0	0	1	1	11
	国民年金 障害給付	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	未支給保険給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	棄却	16	18	19	20	18	5	15	30	24	29	16	23	233
	健康保険 被保険者資格	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	療養の給付	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	療養費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	傷病手当金	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	1	5
	出産給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	1	6
	厚生年金保険 老齢給付	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	障害給付	5	7	9	11	5	5	8	14	11	6	5	9	95
	遺族給付	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	3
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	国民年金 障害給付	8	11	9	6	11	0	3	14	8	18	7	11	106
	保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	2	0	1	0	1	0	1	2	1	1	2	1	12

翌月への繰越	83	81	90	91	101	112	106	93	91	79	93	91
--------	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----

繰越の内訳	受付からの経過日数	令和5年									令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	60日以内	38	36	46	52	53	47	33	35	42	39	48	53
	61日～6ヶ月未満	43	41	40	36	44	59	68	53	45	35	40	31
	6ヶ月以上	2	4	4	3	4	6	5	5	4	5	5	7